

掛川市条例第9号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(保険料率)	(保険料率)
第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u>	(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,576円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,800円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,032円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,368円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,600円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,480円</u>
(5) (略)	(5) (略)
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,400円</u> ア・イ (略)	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,640円</u> ア・イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,600円</u> ア・イ (略)	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,360円</u> ア・イ (略)
(8) (略)	(8) (略)
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,000円</u> ア 合計所得金額が320万円以上 <u>400万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,240円</u> ア 合計所得金額が320万円以上 <u>420万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u> ア 合計所得金額が <u>400万円以上700万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>127,680円</u> ア 合計所得金額が <u>420万円以上520万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)
	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,120円</u>

<p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 147,600円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,160円</u>とする。</p> <p>3 前項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号</p>	<p><u>ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 154,560円</p> <p><u>ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 161,280円</p> <p><u>ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 168,000円</p> <p><u>ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 174,720円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,152円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同</p>
--	--

<p>の規定にかかわらず<u>33,600円</u>とする。</p> <p>4 前項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>47,040円</u>とする</p> <p>5 (略)</p>	<p>号の規定にかかわらず、<u>32,592円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,032円</u>とする。</p> <p>5 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。